

被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を行う地方公共団体、民間放送事業者等に対し、整備費用の一部を補助することで、地域の情報通信環境の強靱化を実現する。

1 施策の概要

ラジオ放送が災害発生に地域において重要な情報伝達放送停波による情報遮断の回避といった防災上の観点から、地方公共団体等や地上基幹放送事業者が所有し、災害発生時において重要な情報提供手段となる放送ネットワークについて、以下の整備を行う事業費の一部を支援する。

- (1) 予備送信設備等(予備送信設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、予備電源設備)
- (2) 災害対策補完送信所等(送信所の移転、災害対策補完送信所)
- (3) 緊急地震速報設備等(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備、緊急割込放送設備)

2 スキーム

(1) 事業主体

民間放送事業者等

地方公共団体(複数の地方公共団体の連携主体を含む。)

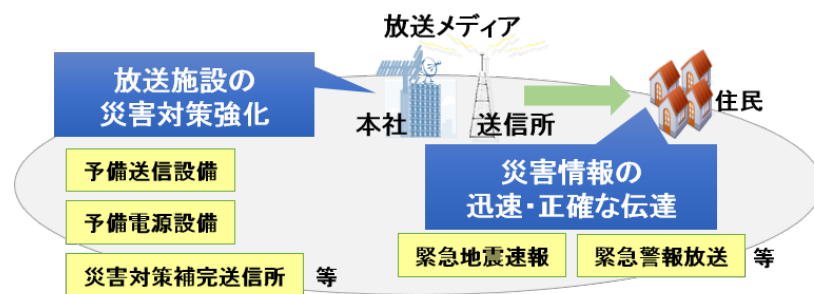
(2) 補助対象

予備送信設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等の整備

(3) 補助率

地方公共団体の単独又は連携の場合 1/2、
民間放送事業者等の場合 1/3

国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の確実な提供



予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備を促進

3 所要経費

一般会計

平成30年度予算額

3.3億円の内数

平成29年度予算額

1.3億円の内数